

1. 申請資格について

Q 1. 弊社は倉庫業の許可しかありませんが、申請できますか？

A 1. 申請できません。申請には「① 一般貨物自動車運送事業の許可」「② 第一種貨物利用運送事業の登録」「③ 第二種貨物利用運送事業の許可」が必要です。

Q 2. 複数の事業者で共通の引越サービス名称を使用している引越グループの場合、引越グループ内の個々の事業者はどのような申請が必要ですか？

A 2. 引越グループ内事業者が個別に申請をする必要はありません。申請は、本部事業者が全てのグループ内事業者の事業所・営業店も含めて書類を取りまとめて申請します。引越グループ内事業者は、第4号様式を作成して、本部事業者に提出してください。

Q 3. 複数の事業者で共通の引越サービス名称を使用して引越を行っていますが、共通の引越サービス名称とは別に、自社の名前のみでも引越安心マークを使用したい場合はどうすればいいですか？

A 3. 当制度は引越サービス名称の単位で認定します。引越グループに所属する事業者が自社名の引越サービス名称で引越安心マークを使用する場合、自社名でも申請を行う必要があります。認定された場合は、自社名で引越安心マークが使用できます。認定されていない自社名の引越サービス名称で引越安心マークを使用すると、不正利用になりますのでご注意ください。

Q 4. 本社が引越に関わっておらず事業所・営業店のみが引越業務を行っている場合でも、本社による申請が必要ですか？

A 4. 本社からの申請が必要です。

Q 5. 認定後、更新申請を行わず認定の有効期限（3年間）が満了となってしまいました。また申請することは可能ですか？

A 5. 新規として申請することが可能です。

Q 6. 第1号様式に記入する事業者番号と、見積書に記載する事業許可番号は何が違うのですか？

A 6. 第1号様式に記入する事業者番号は09で始まる12桁の数字で、国土交通省の番号です。Gマークを申請する際に必要な番号になりますのでご確認ください。また、事業者番号が分からない場合は、各都道府県トラック協会（地方実施機関）にお問合せください。見積書に記入する事業許可番号は、一般貨物自動車運送事業の許可を得る際、許可証に記載されている文書番号です。

例：関東の場合、『関自貨第〇〇号』（構成は届出の局、支局、届出年度などによって異なります。）
事業許可番号は、見積書に必ず記載が必要になるため、確認してください。不明な場合は、運輸支局にお問合せください。

2. 申請する事業所・営業店について

Q 7. 申請が必要な事業所・営業店とは？

A 7. 下記のように、引越に関わる業務を行っている全ての事業所・営業店の申請が必要です。

① 引越の作業や実運送を行っている事業所

② 引越の営業（見積り）や依頼の受付（電話受付のみの場合）を行っている営業店

③ 引越の問合せや相談受付などお客様対応を行っている営業店
また、引越グループの場合も、上記の業務を行っている事業者は、申請が必要です。申請は引越グループの本部がとりまとめて行います。(Q 2. 参照)

Q 8. A7.にある事業所・営業店のうち、申請資格を満たしていない事業所・営業店があります。これを除外して申請することはできますか？

A 8. 引越に関わる全ての事業所・営業店の申請が必要なため、除外して申請することはできません。

Q 9. A7.の引越業務を行っていない事業所も申請対象となりますか？

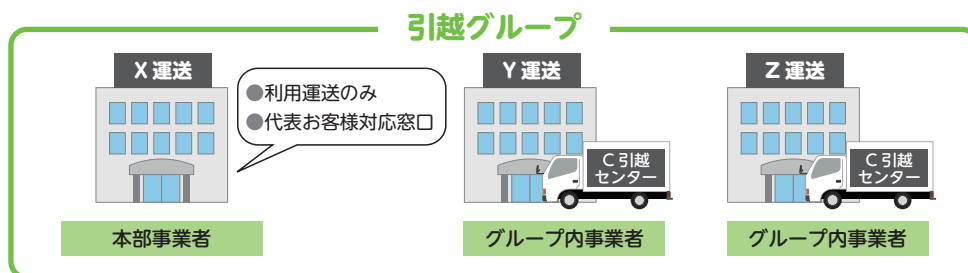
A 9. A7.に該当しない事業所は、申請対象外です。

Q 10. 事務所移転の引越のみを行っている事業所・営業店も申請対象に含まれますか？

A 10. 標準引越運送約款によらない移転（事務所移転等）のみを行っている事業所・営業店は申請対象とはなりません。

Q 11. 弊社は利用運送のみ、作業は他社に委託しておりますが、消費者対応は弊社窓口で行っております。このような場合、弊社のみで申請できますか？

A 11. 利用運送の場合は申請パターン3（引越グループ）に該当しますので、委託先の事業者も含めて申請書類の提出をお願いします。申請パターン3の要件を満たせない場合には申請できません。



※上記の場合、本部事業者が「代表お客様窓口」になるため事業所扱いとなり、Gマーク未取得の特例で第5号様式の理由1による申請が必要です。

3. 引越管理者講習修了者の各事業所・営業店への配置について

引越管理者講習修了者 2023 年度申請対象者

新規申請

講習受講年月	次回受講時期
2023 年 4 月～ 2023 年 11 月	2026 年度
2022 年 4 月～ 2023 年 3 月	2025 年度
2021 年 4 月～ 2022 年 3 月	2024 年度
2020 年 4 月～ 2021 年 3 月	2023 年度

更新申請

講習受講年月	次回受講時期
2023 年 4 月～ 2024 年 3 月	2026 年度
2022 年 4 月～ 2023 年 3 月	2025 年度
2021 年 4 月～ 2022 年 3 月	2024 年度
2020 年 4 月～ 2021 年 3 月	2023 年度

Q 12. 引越基本講習修了者のみの配置でも申請が可能ですか？

A 12. 申請できません。申請の対象者は引越**管理者**講習修了者です。

Q 13. 引越管理者講習修了者は、1 事業所・営業店に何人の申請が必要ですか？

A 13. 1 事業所に 1 人以上の申請が必要です。1 事業所・営業店に複数名を申請することもできます。

Q 14. 1人の引越管理者講習修了者が複数の事業所・営業店を兼任している場合、同じ人を複数の事業所・営業店の引越管理者講習修了者として申請することはできますか？

A 14. 1人の引越管理者講習修了者が複数の事業所・営業店をまたいで申請することはできません。1人の引越管理者講習修了者が申請できるのは1事業所・営業店のみです。

Q 15. 2019年度に引越管理者講習を受講しましたが、修了者として申請できますか？

A 15. 申請できません。本年度の対象者は2020年度以降（2020年4月以降）に引越管理者講習を受講した方です。

認定条件として引越管理者講習は3年度毎に受講することになっています。今年度新たに引越管理者講習を受講してください。

Q 16. 更新申請で、現在お客様対応責任者が引越管理者講習修了者の代行を行っている場合はどうすればいいですか？

A 16. できるだけ速やかに配置しご報告ください。なお、2024年3月31日までに正式な引越管理者講習修了者をご報告いただけない場合は、取消しの対象となりますのでご注意ください。

4. お客様窓口及びお客様対応責任者について

Q 17. 代表お客様窓口は本社に設置しなくてははいけませんか？

A 17. 代表お客様窓口（引越事業所・営業店全体または引越グループのお客様からの相談・苦情を受付て対応を行う代表の窓口）とその責任者は、本社（本部等）に設置されていなくても構いません。

Q 18. お客様窓口を複数か所設置してもよいですか？

A 18. 当制度では、引越事業者、引越グループで代表するお客様窓口を設置することを求めます。相談・苦情を統括する機関として一箇所、第2号様式でお客様窓口として電話番号を記入した窓口（お客様対応責任者が在籍している窓口）を申請してください。

※添付資料3-5（体制図）に記入してください。24～25ページをご参照ください。

Q 19. お客様対応責任者は社長で申請できますか？

A 19. 社長で申請できます。申請者が「引越サービス名称」で行う引越の苦情や相談について責任を持って対応できる方を登録してください。

5. その他

Q 20. 弊社の事業所は〇〇県のみであり、基本的には県内の引越を行っています。しかし、まれに着地が他県となる引越があるため、作業等を他社に委託することがあります。弊社が認定事業者となった場合、委託先の事業者が引越安心マークに認定されていなくても、現状通り作業を委託して問題ないでしょうか？

A 20. 継続的に委託しているのでなければ問題ありません。ただし、運送上の責任は貴社が負わなくてはなりません。

Q 21. 認定された後に、事業所・営業店に引越管理者講習修了者がいなくなった場合は、引越安心マークも取消されますか？

A 21. すぐに取消されることはありません。速やかに後任者を配置いただき報告願います。また、速やかな配置ができない場合は、お客様対応責任者が兼任することを報告してください。転勤のある事業者については、できる限り複数名での配置、登録をお願いします。更新の事業

者で、現在、お客様対応責任者が代行している場合は、速やかに配置し、ご報告ください。(A16もご参照ください。)

Q 22. 特例で認定された後、実運送を行っている事業所でGマーク未取得の場合は、その後もGマーク未取得でよいですか？

A 22. 当制度はGマーク取得を前提としておりますので、取得が必要です。引越事業者優良認定の更新時（本年度認定された場合は2026年度の更新申請）までにGマークを取得してください。

Q 23. 認定された後、Gマークを返納、または取下げした事業所が発生した場合、引越安心マークは取消されますか？

A 23. すぐに取消されることはありません。第11号様式「登録事項変更届出書」により変更の届出をお願いします。審査委員会において再審査を行い、その結果に基づき全日本トラック協会の長が決定します。

ただし、登録をしている事業所のうちGマークを認定されている事業所が一つもなくなった場合は、認定基準を満たさないため、取消しの対象となります。

Q 24. 取消しとなった場合の欠格期間は？

A 24. 虚偽の申請や不正な行為等により申請の却下、審査の中止または認定の取消しがあった場合は、その決定がなされた日から起算して2年間、また、認定証、マーク等の不正利用が発覚した場合は、全日本トラック協会に不正利用が解消されたことを証明する資料が届いた日から2年間が欠格期間となるため、新たに申請することはできません。

Q 25. 申請の取下げや認定の返納はできますか？

A 25. できます。申請の取下げは、認定が発表となる前までに事務局にご連絡ください。認定の返納は、第10号様式（返納届出書）と認定証をお送りください。詳しくは認定後にお配りする「引越安心マーク認定事業者の皆様へ」に記載します。